

## 令和3年度新規就農アドバンス研修業務委託仕様書

### 1 適用範囲

本仕様書は、令和3年度新規就農アドバンス研修業務委託の企画提案にあたり応募者が提案する事項や、契約締結後の受託者が守らなければならない業務に関する一般事項を示すものである。

### 2 事業目的

本事業は既に就農意欲を持ち、他の機関で学び始めている者に対して、千葉市での就農へ誘導し、農政センターを拠点とした農業版MBAとして、短期間で「即戦力の農業者」の育成することを目的とする。

### 3 委託内容

#### (1) 委託期間

契約を締結した日の翌日から令和4年12月31日（土）まで

#### (2) 業務内容

- ア 年間研修計画及びカリキュラムの作成
- イ 講師の選定・確保・調整
- ウ 研修実施報告書の作成
- エ 上記業務に係る必要な打合せ等
- オ 成果報告書の提出
- カ 研修候補生の推薦

### 4 研修内容

#### (1) 研修期間

12か月（令和4年1月1日（土）から令和4年12月31日（土）まで）

#### (2) 研修場所

千葉市農政センター（住所：千葉市若葉区野呂町714-3）

#### (3) 研修生

- ア 3人（イチゴ2人、トマト1人）以下
- イ 研修生の対象要件は以下のとおり
  - (ア) 45歳未満
  - (イ) これまでに研修等の経験を積んでいること（農業大学校、民間の農業学校で学んだ者等）
  - (ウ) 研修中、車で通所が可能であること

(エ) 農政センターほ場において、栽培から販路までの研修を自ら計画し、自ら実施できること

(オ) 研修終了後、千葉市内で就農すること

(カ) 就農後、地域をけん引する農業経営者を目指せること

(4) 講義内容

ア 座学

受託事業者（以下「受託者」という。）はZ o o mなどにより月1回座学講義を行うものとする。講義内容は就農に際して必要不可欠な知識を習得させるための農業経営学とする。

イ 実習

(ア) 研修生が、農政センター内のパイプハウス2棟、温室4棟で自ら作物を栽培し、販売まで行う。栽培する作物はイチゴとトマトの2品目とする。

(イ) 受託者は、メンターとして、研修生の指導役を行う担当者を選定する（月4回程度）。

(ウ) メンターは、研修生からの課題や問題を共有し、一緒に解決していく。

(エ) 受託者は定期的なミーティングを実施する（担当者ミーティング：週1回、全体ミーティング：月1回）。

(5) 研修時間

研修生が農政センターで農作業等研修可能な時間は、原則として下表のとおりとする。

3月～10月	平日	8：30～17：00
	土・日・祝日	8：30～17：00
11月～2月	平日	8：30～17：00
	土・日・祝日	8：30～16：00

(6) 研修ほ場

仕様書別紙1を参照のこと。

ア イチゴ1 パイプハウス1（面積173㎡、高設栽培）

イ イチゴ2 パイプハウス2（面積173㎡、土耕栽培）

ウ トマト 温室12（面積284㎡、袋栽培）

エ イチゴ（育苗） 温室16号・17号（各97㎡）

オ トマト（育苗） 温室15号（284㎡）

カ 研修生待機スペース

(7) 年間スケジュール

仕様書別紙2を参照のこと。

(8) 研修生から徴収する経費

必要な資材等を購入するための経費分を受託者が研修生から徴収すること。金額

は企画提案に明記すること。

#### 5 業務の再委託について

- (1) 受託者は、業務の過半を他の事業者にも再委託しないこと。業務の一部を第三者に再委託することは事前に市の承認を得なければならない。
- (2) 受託者は、業務の一部を第三者に再委託した場合、再委託先に本仕様書に定める受託者の義務と同様の義務を負わせるとともに、再委託先の行為及びその結果に対する全ての責任を負うものとする。

#### 6 委託業務に係る留意事項

- (1) 農政センターの施設管理は市が行い、これに係る経費は市が負担する。
- (2) 「4 研修内容」及びこれに付随する事務等、委託状況に応じた市と受託者との役割分担は仕様書別紙3のとおりとする。その経費の負担区分は仕様書別紙4を参照のこと。
- (3) 災害、研修生に体調不良が発生した場合等、不測の事態が発生した場合には、受託者は指示を仰ぐこととし、この他に必要な事項については市が受託者に指示する。
- (4) 市の職員が講師となる研修についても必要に応じて補助を行うものとする。
- (5) 研修実施業務を通じて、知り得た個人情報等の秘密については、千葉県個人情報保護条例第12条の2の規定により守秘義務を課すものとする。また、当該事務を離れた後においても同様とする。
- (6) 受託者は研修生の候補者1人以上を推薦すること。ただし、研修生の選考は市が行う。

#### 7 その他

その仕様書に記載のない事項または疑義が生じた場合は、市と協議するものとする。